

社団法人 町田法人会報

社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3-4-4
町商会館内

TEL. 0427 (26) 2453
(26) 4132

発行日 昭和60年8月20日

第15号 (通刊43号)

昭和60年
盛夏号



美女柳 撮影 村田 亘氏

題字は早川町田税務署長

目次

ご挨拶(三橋会長).....	2
第5回通常総会開催される.....	3
選任された役員.....	4
祝辞(町田税務署長).....	5
青色申告制度施行35周年記念表彰.....	6

町田税務署幹部異動による紹介.....	17
税制改正のあらまし.....	18
委員会だより.....	24
会費の自動振替のお勧め.....	27
研修委員会よりお知らせ.....	28



ご 挨拶

社団法人 町田法人会会長 三 橋 忠 正

暑さ厳しき折、皆様には益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素は、当会の運営につきまして税務当局並びに関係各位と会員の皆様方には多大なご支援とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

社団法人発足以来五年目にあたりまして、会の発展も誠に目覚しいものがあり、かねてより重点施策としての会員増強と加入率の向上、並に広報研修・厚生など各事業活動も充実され、加えて青年部会・婦人部会・源泉部会の強化拡充をはかり会員のメリット作りに邁進致して参りました。

特に会員増強運動につきましては、会員数二千六百社・加入率八十%以上を達成、東法連四十六法人会中、上位にランクされ過般の東法連総会に於きましても『会員増強優秀会賞』を受賞、本会

より五名の方々が会員増強最上位功労者としての栄与に浴したのであります。

これらの多大な成果は偏えに組織委員会・会員増強委員会の皆様の数ヶ月に及ぶご尽力の賜ものでございます。当会と致しましても、第五回通常総会におきましてこの方々のご努力に対し功労顕彰を申し上げ、感謝状の贈呈をいたしました。

尚この外、研修委員会の税法説明会の実施・簿記講座の開講、広報委員会、源泉部会の活動など多々ございますが、これらの活動状況については次の議案内容をご覧頂きまして、ご理解賜り度いと存じます。

終りに、関係各位並に会員の皆様のご指導と、ご協力に対しまして重ねて御礼申し上げ、皆様の益々のご精進とご発展を祈念致し私の挨拶と致します。

暑中お見舞申しあげます

副 会 長	石 井 儀 一
副 会 長	鈴 木 英 正
町田南地区会長	八木下 正 男
町田中央地区会長	小 山 克 己
町田北地区会長	古 関 隆 幸
南第一地区会長	井 上 恵 博
南第二地区会長	中 里 猪 一
鶴川地区会長	萩生田 博
忠生地区会長	若 林 忠 次
堺地区会長	木 下 公 福

総 務 委 員 長	岩 波 弘 介
組 織 委 員 長	小 川 量 司
税 制 委 員 長	井之上 哲 夫
研 修 委 員 長	中 島 貞 雄
厚 生 委 員 長	諸 橋 良 吉
広 報 委 員 長	藤 田 義 徳
財 務 委 員 長	森 義 男
会 員 増 強 委 員 長	木 口 正
源 泉 部 会 長	四ヶ所 守
青 年 部 会 長	金 子 仙太郎
婦 人 部 会 長	堤 敏 子

第五回通常総会 (通算35回) 開催される

社団法人町田法人会 第5回通常総会が、5月27日(月) 午後3時より、千寿閣において開催され

町田税務署よりは、早川署長はじめ幹部の方々本年4月1日開所の東京都町田都税事務所長、東京税理士会町田支部よりは支部長代理安部副支部長、町田市長代理鈴木収入役、町田商工会長の他関係機関より多数の来賓を迎え、会員百数十名列席のもとに極めて厳粛裡に開催されました。

当日は総会に先だち、町田税務署主催による、青色申告制度施行35周年記念表彰式典が挙行されました。

総会は、司会 杉浦理事より、本総会の成立条件が適法である旨の報告があり、石井副会長の開会の挨拶に続いて、(社)町田法人会の定款に定めるところにより、三橋会長、議長となり議事に入

1. 議事録署名人は、下記2名が選出された。

町田市原町田4-5-13 森 義男

町田市原町田6-8-6 中島貞雄

2. 議 事

第1号議案 昭和59年度 事業報告承認の件

第2号議案 昭和59年度 決算報告承認の件

以上2件 森山総務副委員長より報告、会計監査報告を岩沢監事より報告

第3号議案 昭和60年度 事業計画(案)承認



の件

第4号議案 昭和60年度 収支予算(案)承認の件

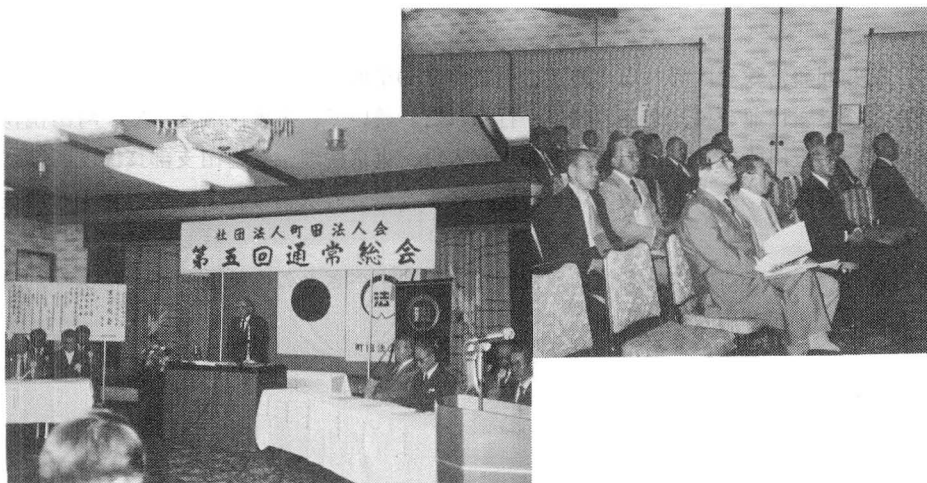
以上2件 森山総務副委員長より報告

第1号議案より第4号議案の各議案とも原案どおり承認可決された。

第5号議案 任期満了に伴う理事及び監事改選の件については、役員選考委員並びに地区会長にての選考委員会が招集され、次の各氏が理事として選任された。

なお昭和60年6月10日の定例理事会において理事の互選により、会長・副会長・常任理事が選任され就任されました。

選任された役員は、次頁のとおりです。



選任された役員

役 職	氏 名	事 業 所 名	役 職	氏 名	事 業 所 名
会 長	三橋 忠正	(有)三橋宝永堂	理 事	阿部 直	(株)内藤電誠町田製作所
副 会 長	石井 儀一	(株)マ サ ダ ヤ	〃	石川洋一郎	愛 洋 商 事(株)
〃	鈴木 英正	(株)鈴 加	〃	大川 健次	相 模 工 機(株)
常任理事	八木下正男	(有)丸 孝 家 具 店	〃	貝瀬 収三	(株)カ イ セ 工 業
〃	小山 克己	(株)三 和	〃	松山 在九	(株)マ ツ ヤ マ
〃	古関 隆幸	(有)古 関 商 店	〃	高尾 伸	高 尾 建 設(株)
〃	井上 恵博	(株)ケ ー ユ ー 商 事	〃	飯田 直敏	(株)飯 田 屋 本 店
〃	中里 猪一	(株)中里ハウジング	〃	石川 光男	(株)協 和 精 密 工 業
〃	萩生田 博	萩 生 田 産 業(株)	〃	老沼 和夫	(株)町 田 中 央 建 設
〃	若林 忠次	(有)若 林 工 務 店	〃	杉浦 信男	(株)中 野 屋
〃	木下 公福	(有)ハッピーストアー	〃	岩村 英雄	(株)ア イ コ ー
〃	岩波 弘介	岩 波 建 設(株)	〃	市川 武雄	(株)市川シート製作所
〃	小川 量司	(株)マ ル カ ワ	〃	尾辻 胖	(株)電 巧 舎
〃	井之上哲夫	(株)久 美 堂	〃	杉山 英夫	(有)杉 山 商 店
〃	中島 貞雄	な か じ ま 商 事(株)	〃	加藤 史朗	ワ タ ヤ 商 事(株)
〃	諸橋 良吉	(株)町 田 小 田 急	〃	八木 要	八 木 食 品 産 業(株)
〃	藤田 義徳	(株)総 合 図 書	〃	川口 修一	中 央 消 防 機 器(株)
〃	木口 正	(有)ク ラ ウ ン 興 業	〃	前田国太郎	(有)前 田
理 事	森 義男	(株)鳥 円	監 事	岩沢 正義	(株)岩 沢 商 会
〃	四ヶ所 守	医 社 芙 蓉 会 芙 蓉 病 院	〃	加藤 忠男	(有)ふ じ 商 会
〃	金子仙太郎	(株)金 子 商 店	〃	村田 清	(株)櫻 屋
〃	森山 兼光	(株)森 山 商 事			

以上にて、第5回通常総会は滞りなく終了、引続いて59年度会員増強運動に功労のあった方々に対して、三橋会長より感謝状並びに記念品の贈呈が行われた。続いて、来賓代表として、町田税務署早川署長、町田都税事務所澄川所長、町田市長代理鈴木収入役、東京税理士会町田支部長代理阿部副支部長よりご鄭重なご祝辞を賜り、鈴木副会長の閉会の挨拶により総会の次第は総て終了、会場を別室に移し懇親会が催された。

☆来賓のご祝辞につきましては、各位のご祝辞を、掲載すべきところ紙面の都合により割愛させて頂きましたことを深くお詫び申し上げます。



祝 辞

町田税務署長 早川 博 治

本日は、社団法人町田法人会の第5回通常総会にお招きをいただき、またお祝いのことばを申し述べさせていただく機会を得ましたことを、大変光栄に思っております。

ただいまは、昭和59年度の決算報告、事業報告並びに昭和60年度の予算事業計画等の議事について慎重かつ熱心なご審議の結果、全ての議案が満場一致で承認されましたことに対し心からお祝い申し上げます。

顧みますと、町田法人会は昭和55年8月の社団化以来、会員数の拡大強化と地域に密着した事業を推進してこられ、今日では会員加入率が町田税務署管内の全法人の80%を超える程に目覚ましく成長されておりますが、これも偏えに三橋会長を初め、小川組織委員長、井上会員増強特別委員長のもとで会員増強に、お骨折りのあった役員の皆様方のご努力と会員のニーズに添った各種の会活動の進展の賜とお慶び申し上げますとともに、この会員増強運動の功績に対し、ただいま会長から会員増強功労者に対する感謝状を受彰された皆様に対しましても、心からお祝い申し上げます。

また先程承認されました昭和60年度の事業計画のもとで、いよいよ新年度の会活動がスタートすることになるわけですが、皆様が計画された様々な事業活動が、会員の皆様方の揺るぎなき団結力のもとで円滑に実施され町田法人会が益々充実されることを心からお祈り申し上げます。

ところで最近の税務行政を取り巻く環境は納税者の増加傾向に加え、経済取引の複雑化、広域化などにより、ますます難しさを増しており加えて行財政改革に関する論議の高まる中で税負担の公平確保をめぐり、税制のみならず税の執行面についても国民の関心と期待は一段と高まりを見せております。このような状況のもとで私ども税に携

わる者と致しましては、納税者との相互信頼を基礎として血の通った税務行政を常に心掛け公平かつ適正な課税の実現が、最重要課題であると認識しており、その実現に努めているところでありますが、一人税務当局の力だけでは、到底実現できるものではなく誠実な納税者の育成と会員企業の発展に努めておられる法人会の皆様のお力添えを頂くことが極めて重要であると思っている次第です。

三橋会長を初め役員の皆様方におかれましては何とぞ税務行政の良き理解者として、ますます法人会組織の拡大と会員に対する指導の充実を目指した事業活動を進められますようお願い申し上げます。このため私共としてお手伝いできますことは、最大限の努力を傾注致す所存であります。

終りに臨み社団法人町田法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を心から祈念致しまして、私の祝辞と致します。



青色申告制度施行35周年記念表彰

東京国税局長より三橋会長が表彰され
町田税務署長より6氏が表彰される

通常通会に先だち、青色申告制度施行35周年記念に際して、東京国税局長より(社)町田法人会会長三橋忠正氏が受彰の榮譽に浴され、披露を早川町田税務署長より報告され、続いて青色申告制度施行35周年記念に際して、町田税務署長表彰が、次の各氏に対して行われた。

石井儀一 (株)マサダヤ
木下公福 (有)ハッピーストアー
斎藤 繁 (有)さいとう



杉浦信男 (株)中野屋
中里正一 都生工業(株)
藤田義徳 (株)総合図書

早川町田税務署長より、感謝状授与の榮譽に浴されました。

第1号議案 昭和59年度事業報告概要

- ☆ (財) 全国法人会連合会関係 行事 10回
- ☆ (社) 東京法人会連合会関係 行事 47回
- ☆ 三多摩法人会連合会関係 行事 10回
- ☆ (社) 町田法人会関係
- ◎ 会議 △総会1回 △監査1回 △定例理事会7回 △役員会6回 △委員会15回 △打合せ4回 △地区役員会8回
- ◎ 事業 △地区別研修会7回 △年末調整事務説明会6回 △実務簿記講習会 初級9回 中級7回 △新設法人税務説明会12回 △決算法人税務説明会12回
- ◎ 会員増強関係 59年11月10日～60年3月末町田法人会全役員により実施される。
- ◎ 関連行事 8回
- ◎ その他
- 全法連関係 ※昭和60年度税制改正要望事項の提出 ※大小会社区分立法問題に関するアン

- ケート実施 ※土地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準額並びに自治体の税に対する条例の調査
- 東法連関係 ※単位法人会の青年部会・婦人部会の研修事業の実態調査 ※単位法人会の職員就業規則等についての実態調査
- 昭和59年10月24日付にて 昭和60年度税制改正要望事項について
- 地元選出衆議院議員 伊藤公介・石川要三・山花貞夫の各議員に対して(社)東京法人会連合会会長 金原四郎、(社)町田法人会会長三橋忠正連記にて陳情を行なった。
- ◎ 源泉部会関係 諸行事 12回
- ◎ 青年部会関係 諸行事 37回
- ◎ 婦人部会関係 諸行事 27回

昭和59年度 収 支 決 算 書

自昭和59年4月1日至昭和60年3月31日

I 収 支 計 算 の 部

1. 収 入 の 部

(単位 円) △は減を示す

科 目		予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
款	項				
	会 費 収 入	24,771,600	20,923,700	△3,847,900	期末会員数(2,614社)
	基本財産運用収入	296,000	269,250	△ 26,750	定期預金(基本金)利息
	補 助 金 収 入	1,728,000	2,545,480	817,480	大型保障謝金等
	雑 収 入	527,000	1,251,373	724,373	普通預金利息、簿記講座等
	前期繰越収支差額	790,927	790,927	0	
収 入 合 計 (A)		28,113,527	25,780,730	△2,332,797	

2. 支 出 の 部

科 目		予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
款	項				
業 費	講 習 講 演 会 費	1,045,000	1,182,730	137,730	各種税法説明会、簿記講座等
	研 究 懇 談 会 費	515,000	296,150	△ 218,850	税務懇談会費等
	地 区、支 部 運 営 費	800,000	789,300	△ 10,700	地区、支部運営活動費
	会 報 発 行 費	2,837,000	3,376,270	539,270	会報、名簿発行費用
	連 合 会 会 報 費	1,800,000	2,077,815	277,815	「法人の税務」、発送料
	広 報 費	335,000	452,200	117,200	広告料、野立看板地代
	連 合 会 費	400,000	398,000	△ 2,000	全法連、東法連、三法連等の会費
	会 員 増 強 推 進 費	416,000	49,580	△ 366,420	会員勧奨費用
	行 事 費	3,001,000	2,195,060	△ 805,940	通常総会費用、各部会の行事費等
	通 信 費	600,000	424,835	△ 175,165	行事等案内通信費用
	印 刷 製 本 費	500,000	143,850	△ 356,150	封 筒 等
事 業 費 計		12,249,000	11,385,790	△ 863,210	
管 理 費	給 料 手 当	8,200,000	6,746,038	△1,453,962	
	退 職 給 与 引 当 金 繰 入	1,355,000	1,355,000	0	
	福 利 厚 生 費	100,000	118,186	18,186	雇用保険料、勤労者互助会会費等
	役 員 会 費	210,000	245,900	35,900	定例理事会等
	委 員 会 費	200,000	85,840	△ 114,160	各委員会の会議費用
	旅 費 交 通 費	350,000	410,880	60,880	役員員交通費
	消 耗 品 費	550,000	289,803	△ 260,197	事務消耗品等
	水 道 光 熱 費	250,000	231,530	△ 18,470	事務所、ガス、電灯代並に共益費
	賃 借 料	1,032,000	1,032,000	0	事務所賃借料
	支 払 手 数 料	500,000	334,060	△ 165,940	三井ファイナンス委託手数料等
	電 算 購 入 繰 入	500,000	500,000	0	電算購入積立金
	備 品 購 入 費	100,000	65,800	△ 34,200	空気清浄機、ホワイトボード等
	慶 弔 費	100,000	95,500	△ 4,500	会員関係慶弔費
	渉 外 費	350,000	221,411	△ 128,589	各種団体祝金等
	函 書 費	50,000	20,500	△ 29,500	税務関係新聞購読料
	雑 費	100,000	120,519	20,519	送金料等
	諸 税 公 課	700,000	66,600	△ 3,400	自動車税等
管 理 費 計		14,017,000	11,939,567	△2,077,433	
事 業 費・管 理 費 計		26,266,000	23,325,357	△2,940,643	
	車 両 費	500,000	200,990	△ 299,010	ガソリン代、保険料等
	会 館 積 立 金	1,000,000	1,000,000	0	
	予 備 費	347,527	0	△ 347,527	
支 出 合 計 (B)		28,113,527	24,526,347	△3,587,180	
次 期 繰 越 収 支 差 額 (C=A-B)		0	1,254,383	1,254,383	

Ⅱ 正味財産増減計算の部

1. 増加の部

科 目	決 算 額	摘 要
会館積立国債	1,000,000	
備品増加額	65,800	空気清涼機、ホワイトボード、掃除機
退職給与積立預金	1,355,000	
電算購入積立預金	500,000	
前期繰越増減差額	3,320,549	ダットサンサニー55年型1両、会旗、複写機2台、宛名印刷機、冷暖房機2台、タイプライター、保証金、電話加入権
増加額合計(D)	6,241,349	

2. 減少の部

科 目	決 算 額	摘 要
会館積立引当金繰入額	1,000,000	
退職給与引当金繰入額	1,355,000	
電算購入引当金繰入額	500,000	
減少額合計(E)	2,855,000	
次期繰越増減額(F) (F=D-E)	3,386,349	
剰余金合計(G) (G=C+F)	4,640,732	

貸 借 対 照 表

昭和 60 年 3 月 31 日現在

資 産 の 部	負 債 の 部
1. 流 動 資 産	1. 流 動 負 債
(1) 現 金 34,543	(1) 預 り 金 28,448
(2) 当 座 預 金 122,871	流 動 負 債 計 28,448
(3) 普 通 預 金 1,025,417	2. 固 定 負 債
(4) 国 債 100,000	(1) 会館積立引当金 1,000,000
流 動 資 産 計 1,282,831	(2) 退職給与引当金 2,880,000
2. 固 定 資 産	(3) 電算購入引当金 500,000
(1) 有形固定資産	固 定 負 債 計 4,880,000
車 両 856,600	負 債 の 部 合 計 4,408,448
什 器 備 品 2,094,800	3. 正 味 財 産
有形固定資産計 2,951,400	(1) 基 本 金 5,000,000
(2) その他の固定資産	(2) 剩 余 金
電 話 加 入 権 86,949	次期繰越収支差額 1,254,383
保 証 金 348,000	次期繰越増減差額 3,386,349
その他の固定資産計 434,949	剩 余 金 計 4,640,732
(3) 基本財産定期預金 5,000,000	正 味 財 産 合 計 9,640,732
(4) 会館積立国債 1,000,000	
(5) 退職給与積立定期預金 2,880,000	
(6) 電算購入積立通知預金 500,000	
固 定 資 産 計 12,766,349	
資 産 の 部 合 計 14,049,180	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 14,049,180

財 産 目 録

昭和 60 年 3 月 31 日現在

科 目	摘 要	金	額
資 産 の 部			
現 金			34,543
当 座 預 金	横 浜 銀 行 町 田 支 店	34,431	
	三 井 銀 行 "	40,700	
	協 和 銀 行 南 町 田 支 店	47,740	122,871
普 通 預 金	横 浜 銀 行 町 田 支 店	248,836	
	富 士 銀 行 "	45,424	
	八 千 代 信 用 金 庫 "	31,248	
	三 井 銀 行 "	78,352	
	住 友 銀 行 "	10,286	
	三 菱 銀 行 "	126,234	
	安 田 信 託 銀 行 "	46,081	
	東 京 都 民 銀 行 玉 川 学 園 支 店	2,400	
	東 都 信 用 組 合 原 町 田 支 店	433,445	
	八 千 代 信 用 金 庫 南 町 田 支 店	3,111	1,025,417
国 債	国 際 証 券 (株) 町 田 支 店		100,000
定 期 預 金 (基 本 金)	横 浜 銀 行 町 田 支 店	2,000,000	
	富 士 銀 行 "	1,000,000	
	八 千 代 信 用 金 庫 "	2,000,000	5,000,000
定 期 預 金 (退 職 給 与 引 当 金)	富 士 銀 行 "	1,000,000	
	三 菱 銀 行 "	1,880,000	2,880,000
国 債 (会 館 積 立 引 当 金)	野 村 証 券 (株) " 他 9 社		1,000,000
通 知 預 金 (電 算 購 入 引 当 金)	八 千 代 信 用 金 庫 "		500,000
保 証 金	事 務 所 保 証 金		348,000
車 両	ダ ッ ト サ ン サ ニ ー 55 年 型		856,600

科 目	摘 要	金 額	
什 器 備 品	会 旗 (麴 町 田 法 人 会)	280,000	
	複 写 機 (キ ャ ノ ン)	290,000	
	〃 (リ コ ー)	360,000	
	冷 暖 房 機 (東 芝)	438,000	
	〃 (三 洋)	265,000	
	宛 名 印 刷 機	238,000	
	タ イ プ ラ イ タ ー (シ ル バ ー リ ー ド)	158,000	
	空 気 清 爽 機	20,000	
	ホ ワ イ ト ボ ー ド	22,800	
	掃 除 機	23,000	2,094,800
電 話 加 入 権		86,949	
資 産 の 部 合 計 (A)		14,049,180	
負 債 の 部 預 り 金	源 泉 所 得 税	16,410	
	雇 用 保 険 料	12,038	28,448
負 債 の 部 合 計 (B)		28,448	
引 当 金 の 部	会 館 積 立 引 当 金		1,000,000
	退 職 手 当 引 当 金		2,880,000
	電 算 購 入 引 当 金		500,000
引 当 金 の 部 合 計 (C)		4,380,000	
差 引 正 味 財 産		9,640,732	

以上の通り報告致します。

昭和 60 年 5 月 9 日

社団法人 町田 法人 会

会長 三 橋 忠 正

以上の決算書類を監査したところ、適正かつ正確であることを認め報告します。

昭和 60 年 5 月 9 日

監事 岩 沢 正 義 ㊟

監事 加 藤 忠 男 ㊟

監事 村 田 清 ㊟

昭和60年度 事業計画

事業計画の大綱については、前年度と特に変わることなくこれを踏襲することとするが、地区会における、支部並びに班制度の整備、また各委員会の強化等、活動基盤が整備されつつあることに鑑み本年度は次の諸点に重点をおく。

I 重点事項

1. 会員増強と加入率の向上

多年にわたる努力の結果、会員数及び加入率は相当高い水準に達した。しかし新設法人は恒常的に増加し会員移動が激しい現状に鑑み、会員増強はなお会活動の重要な行事である。本年度も引き続き加入率の維持向上に努める。

2. 委員会の活用

支部編成の強化等により地区会の活動基盤がほぼ整備されたことに鑑み、本年度は特にこれらを活用してキメの細かい活動を行なう。

支部役員についてはその役割りを徹底させると共に組織活動が十分発揮できるよう配意する。同時に各委員会を活用して地区会との結びつきを強固にし委員会の活性化に資するよう努める。

3. 広報、厚生事業の活発化

広報、厚生事業においては各組織を通じて諸情報の提供、各種福利制度の普及、推進に努める。

4. 税制に対する研究と要望

税制については、会員の要望を確実にとりあげると同時に税制一般について、一層の検討を重ね、中小法人税制、直間比率問題等に重点をおいて意見をまとめ上部機関を通じてその実現をはかる。

5. 外部機関との連絡協調

われわれの活動には、指導機関である税務署また友誼団体としての税理士会との密接な連絡協調を欠くことができないので、これら各外部機関と

の接触をなお一層密にするよう努める。

Ⅱ 事業計画

1. 組織の強化

- (1) 会員増強の積極的推進と加入率の維持
- (2) 各種委員会の機能の強化
- (3) 本部並びに地区組織の強化

2. 税制関係

- (1) 税制に関する調査研究
- (2) 税制改正要望大会に対する積極的協力
- (3) 政府、国会に対する要望

3. 税務行政関係

- (1) 会員の質的向上
- (2) 税務行政に対する要望意見の具申
- (3) 税務当局との研修会、懇談会の開催
- (4) 青色申告制度の普及
- (5) 納税協力団体との協調連携
- (6) その他税務行政に関する事項

4. 税務に関する研究、指導

- (1) 税法並びに取扱い通達の研究指導
- (2) 経営、経理の自主点検の普及並びに申告水準向上のための指導
- (3) 源泉徴収事務の適正化に関する指導
- (4) 小規模法人に対する記帳指導の推進
- (5) 既存ブロック制の共催事業の活用
- (6) その他税務に関する事項

5. 講習会、説明会関係

- (1) 税法、簿記、会計、経営に関する講習会の開催
- (2) 各種説明会の開催
 - (1) 改正法令等の説明会

- (ロ) 年末調整事務等に関する説明会
 - (ハ) 源泉徴収事務等に関する説明会
 - (ニ) 決算書、申告書作成に関する説明会
 - (ホ) その他税務に関する説明会
- (3) 税理士会等に対しての講師派遣の要請

6. 広報、出版関係

- (1) 法人会報、及び会員名簿の発行
- (2) 各種資料の収集並びに頒布
- (3) 参考書、説明会用のテキストの取次
- (4) 改正税法並びに取扱い通達等の速報
- (5) 法人の税務の配付
- (6) その他広報に関する事項

7. 福利、厚生関係

- (1) 大型保障制度並びに退職共済制度等の普及及び加入推進
- (2) 会員の健康管理のため、人間ドック及びがん保険制度の普及並びに利用促進

8. その他

- (1) 会館建設資金の積立
- (2) 電算化に伴なう調査研修
- (3) 弁護士による法律説明会

昭和60年度収支予算書

自昭和60年4月1日至昭和61年3月31日

1. 収入の部

(単位 円) △は減を示す。

款	科 目 項	昭和60年度 予算額	前年度 予算額	増 減	摘 要
	会 費 収 入	24,414,400	24,771,600	△ 130,200	
	基本財産運用収入	269,000	296,000	△ 27,000	基本財産定期預金利息
	補助金収入	2,494,000	1,728,000	766,000	全法連、東法連大型保障謝金等
	雑 収 入	590,000	527,000	63,000	普通預金利息、簿記講座等
	前期繰越収支差額	1,254,383	790,927	463,456	
	収 入 合 計 (A)	29,248,783	28,113,527	1,135,256	

2. 支出の部

款	科 目 項	昭和60年度 予算額	前年度 予算額	増 減	摘 要
業 費	講習講演会費	1,568,000	1,045,000	523,000	税法説明会、簿記講習会等
	研究懇談会費	355,000	515,000	△ 160,000	税務懇談会費
	地区、支部懇談会費	770,000	800,000	△ 30,000	地区支部、事業費
	会報発行費	4,292,000	2,837,000	1,455,000	会報、会員名簿印刷並びに郵送料
	連合会会報費	1,872,000	1,800,000	72,000	「法人の税務」購入並びに郵送料
	広 報 費	332,000	335,000	△ 3,000	野立看板地代、広告料等
	連 合 会 費	400,000	400,000	0	東法連、三法連会費等
	会員増強推進費	316,000	416,000	△ 100,000	増強月間運動諸費用
	行 事 費	3,000,000	3,001,000	△ 1,000	通常総会、青年部会、婦人会費用等
	通 信 費	550,000	600,000	△ 50,000	電話料、通信用切手、ハガキ等
	印刷製本費	300,000	500,000	△ 200,000	簿記講習他印刷代
	事業費計	13,755,000	12,249,000	1,506,000	
理 費	給料手当	9,500,000	8,200,000	1,300,000	職員給与並びにパートタイマー支出
	退職給与引当金繰入	207,500	1,355,000	△ 1,147,500	
	福利厚生費	110,000	100,000	10,000	労災、雇用保険、勤労者互助会等
	役員会費	250,000	210,000	40,000	定例理事会等費用
	委員会費	200,000	200,000	0	各委員会会議費用
	旅費交通費	450,000	350,000	100,000	役員交通費
	消耗品費	380,000	550,000	△ 170,000	事務消耗品、その他消耗品
	水道光熱費	250,000	250,000	0	事務局、ガス、電灯料他
	賃 借 料	1,032,000	1,032,000	0	事務局、会議室賃借料
	支払手数料	450,000	500,000	△ 50,000	三井ファイナンス委託手数料
	電算購入繰入	500,000	500,000	0	電算購入積立金
	備品購入費	60,000	100,000	△ 40,000	ガス温風機
	慶 弔 費	100,000	100,000	0	会員供花代他
	渉 外 費	350,000	350,000	0	関連団体、対外的慶弔
函 書 費	50,000	50,000	0	税務関係図書購入費用	
雑 費	100,000	100,000	0		
	諸 税 公 課	50,000	70,000	△ 20,000	自動車税、印紙代
	管 理 費 計	14,039,500	14,017,000	22,500	
	事業費・管理費計	27,794,500	26,266,000	1,528,500	
	車 両 費	120,000	500,000	△ 380,000	ガソリン代、車検料他
	会 館 積 立 金	1,000,000	1,000,000	0	会館建設積立金
	予 備 費	334,283	347,527	△ 13,244	
	支 出 合 計	29,248,783	28,113,527	1,135,256	

町田税務署幹部異動により

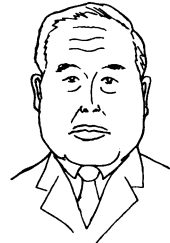
皆様に直接関係のある方々のご紹介



河内副署長



新しく着任された
中杉総務課長



新しく着任された
法人税源泉所得税
第一部門 野坂統括官



新しく着任された
法人税源泉所得税
第二部門 阿部統括官



法人税源泉所得税
第一部門 会津指導官



医療費ミス？

医療ミスということも、たまに耳にすることがあります。人間のすることですからミスは必ずつきものですが、これだけは絶対あってはならないことですね。

ところで、税のシーズン。多額の医療費を支払った場合には税金が軽減される医療費控除という制度があります。

控除できる医療費というのは治療や診療のために直接要した費用ですから、次のような費用

は対象になりません。

- ① 医師、看護婦等への謝礼
- ② 親族が付添いをした時の謝礼
- ③ 健康増進のためのビタミン剤や精力剤など
- ④ 入院費用のうち、日用雑貨類
- ⑤ 疲労回復のためのスポーツマッサージなど、治療目的以外のもの
- ⑥ 重病、歩行困難等以外のタクシー代
- ⑦ 実家で出産する場合の里帰り費用
- ⑧ 美容整形
- ⑨ 湯治費用
- ⑩ メガネ代

⑪ 健康診断や人間ドックの費用
これらの他にもまだいくつかありますが、くれぐれも医療費ミスのないようにご注意を。

昭和60年度 税制改正のあらまし

〔法人税関係〕

昭和60年度の税制改正中、法人税関係の主要なものは、次のとおりです。

項目	改正内容	適用時期	経過措置												
公益法人等の法人税率の引上げ (法66, 法99, 措法42)	公益法人, 協同組合等および特定の医療法人の法人税率が次のとおり引上げられました。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>留保分</th> <th>配当分</th> <th>清算所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協同組合等</td> <td>26% → 28%</td> <td>22% → 23%</td> <td>23.9% → 25.8%</td> </tr> <tr> <td>公益法人等 特定医療法人</td> <td>26% → 28%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		留保分	配当分	清算所得	協同組合等	26% → 28%	22% → 23%	23.9% → 25.8%	公益法人等 特定医療法人	26% → 28%			60年4月1日以後に終了する事業年度、同日以後の解散、合併から	
	留保分	配当分	清算所得												
協同組合等	26% → 28%	22% → 23%	23.9% → 25.8%												
公益法人等 特定医療法人	26% → 28%														
貸倒引当金 (令97)	法定繰入率をそれぞれ次のように引下げる。 ①卸小売業 1,000分の13 → 1,000分の10 ②割賦小売業 1,000分の16 → 1,000分の13 ③製造業 1,000分の10 → 1,000分の8 ④その他の事業 1,000分の8 → 1,000分の6	昭和60年4月1日以後終了する事業年度から。													
所得税額控除の特例 (新設) (措法68の2)	昭和60年4月1日から65年3月31日までの間に終了する事業年度に限って、利子・配当等について源泉徴収された所得税の控除限度額をその期の法人税額までとする。控除しきれない部分は4年間にわたって繰越控除し、残額は4年目に還付する。	昭和60年4月1日以後に終了する事業年度から。													
交際費の課税の特例 (措法62)	適用期限を昭和62年3月31日開始事業年度まで2年間延長する。														
中小企業者の機械等の特別償却 (措法45の3)	①増加投資額の特別償却を廃止する。 ②医療用機械等の特別償却率を18%から16%に引下げる。	②については、昭和60年4月1日以後に取得等されるものから	①昭和60年3月31日までに取得して事業の用に供したものに係る増加投資額については30%の特別償却を認める。												

			②同日までに取得等された医療用機械等については旧償却率を適用する。
新築貸家住宅等の割増償却 (措法47)	①新築貸家住宅の割増償却割合を次のように引下げる。 耐用年数45年未満のもの 47%→42% 耐用年数45年以上のもの 70%→65% ②施設建築物の割増償却を「特定再開発建築物」の割増償却に改め、割増償却割合を30%とする。	昭和60年4月1日以後に取得等されるものから。	①昭和60年3月31日までに取得等された新築貸家住宅については、旧償却率を適用する。 ②同日までに取得等された施設建築物については、14%の割増償却率による適用が認められる。
中小企業の試験研究費の税額控除 (新設) (措法42の4)	中小企業者、農業協同組合等の支出した試験研究費の額の6%に相当する額を、法人税額の15%を限度に、税額控除する。基盤技術開発研究用資産を取得し、事業の用に供した場合には、さらにその取得価額の7%相当額を上積控除する。ただし、この場合にも、控除税額は法人税額の15%を限度とし、繰越しは認められない。 従来の増加試験研究費の税額控除との重複適用は認められない。	昭和60年4月1日から昭和63年3月31日までの間に開始する事業年度。基盤技術開発研究用資産については、同年度内に取得され事業の用に供されたものに限られる。	
中小企業者の技術開発用機械等の特別償却、組合賦課金の任意償却 (新設) (措法45の2)	①中小企業者、「中小企業技術開発促進臨時措置法」の認定計画に基いて取得する一定の機械及び装置、建物及びその附属設備につき、それぞれ次の割合の特別償却を認める。 機械及び装置…取得価額の16% 建物及びその附属設備…取得価額の8% (注)特別償却不足額は繰越することができる ②同法による認定を受けた組合に対して、その構成員である中小企業者が支出する賦課金の任意償却を認める。	①認定を受けた組合の構成員である中小企業者が、認定期間内に取得等して事業の用に供したもの ②昭和60年4月1日から62年3月31日までの間に支出する賦課金	

〔源泉所得税関係の改正〕

I 納期限の特例関係

1. 源泉所得税の納期限の特例適用者が所定の届出書を提出したときは、源泉所得税の滞納がないことなどを要件に、その届出書を提出した年以後の各年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月20日とされることになりました。

(1) 給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、所轄税務署長に「源泉所得税の納期限の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることにより、給与や退職手当、税理士等に支払う報酬・料金から源泉徴収した所得税を次のように年2回にまとめて納付することのできる納期限の特例制度が設けられています。

	区 分	納 期 限
①	1月から6月までの間に源泉徴収した所得税	7月10日
②	7月から12月までの間に源泉徴収した所得税	翌年1月10日

(2)イ 今回の改正で、この納期限の特例の承認を受けている源泉徴収義務者が、その年12月20日までに「納期限の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出したときは、その届出をした年以後の各年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月20日とされることになりました。

ロ ただし、その届出をした年以後の各年において、次のいずれかに該当する事実がある場合には、この納期限の特例の適用はなく、その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月10日となります。

(イ) その年12月31日において源泉所得税の滞納があること。

(ロ) その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納付しなかったこと。

〔町田税務署提供〕

購入代金だけが取得価額ではない

事業の用に供するまでの費用は含まれる

調査官はここを否認した

〈ケース1〉 A社は、ポリエチレン製品の製造業者であるが、前期首において外国から射出成型機を1,000万円で購入し、その際支出した関税100万円を一時の損金としていたため、税務調査において機械の取得価額に算入すべきものとして、次の通り更正を受けた。

法人計算の償却費の額 3,500,000円

税務計算上の償却限度額 2,750,000円

税務計算上損金に算入されない償却超過額

$$3,500,000円 - 2,750,000円 = 750,000円$$

〈ケース2〉 卸売業を営むB社は、店舗および倉庫が手狭になったため、土地とともに建物を取得したが、この建物は住宅用に建てられたもので、しかも老朽化していたため、取得後直ちに取り壊し、新たに店舗と倉庫を新築した。

期末において、取り壊した建物の帳簿価額200万円と、取壊し費用80万円を一時の損金としたが、税務調査において、土地の取得価額に加算すべきものとして、280万円の損金算入を否認された。

なぜ否認されたか

固定資産の取得価額は、その資産の購入代価のほか、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税など取得のために要した支出額および事業の用に供するために直接要した支出額の合計額とされています。(令54)

従って、固定資産を取得するための付随費用も、取得価額に含めることとなります。

なお、固定資産の取得価額に算入する費用を具体的に例示すれば、次ページの表の通りです。

ケース1の場合、関税100万円は購入した機械装置に係る購入の代価に含まれ、その取得価額に含める必要があります。

なお、関税に相当する金額100万円は、減価償却費の科目ではありませんが、取得価額に算入すべき付随費用のうち原価外処理したもので、税法上「減価償却費として損金経理したもの」として取り扱われると思われま（基通7-5-1）。


従って、前期において否認された償却超過額75万円は、その翌期以後において償却費として損金経理をした金額に含まれますので（法31②）、たとえ、法人が帳簿価額の修正を行わない場合であっても、償却超過額の一部の認容が行われることになります。

ケース2については、次ページの表を参照してください。

アドバイス

次の費用は、固定資産の取得価額に算入しないことができる。

- ① 取得のための借入金の利息（基通7-3-1の2）。
- ② 割賦販売および延払条件付譲渡契約により取得した場合の、契約によって明確に区分されている利息および売手側の代金回収のための費用など（基通7-3-2）。
- ③ 土地の取得に対して課される特別土地保有税および不動産取得税、自動車取得税、事業所の新增設に係る事業所税、登録免許税その他登録に要する費用（基通7-3-3-2）。
- ④ 自社研究に基づく工業所有権の出願料、特許料その他登録に要する費用（基通7-3-14）。



税の豆知識

納税は振替で

税金に腹を立て、納税をすべ
て硬貨で行ってきた、と随筆に
書いた文化人が過去におりま
したが、これでは文化人が泣きま
すね。

硬貨の強制通用力は20倍まで
という決まりをご存知ないよう
ですが、それだけではなく、能
力に応じて負担するという現代
の税の意義を十分に理解され
ないところが残念ですね。

ところで、納税は現金より振
替が便利です。期限を忘れるこ
ともありませんし、納税の手数
もかかりません。

手続は簡単で
す。お早めに最
寄りの税務署で
おたずねくださ
い。

固定資産の取得価額に算入する費用

例 示	取得価額に算入する資産の科目	ポ イ ン ト
固定資産の取得に関連して支出する地方公共団体への寄付、負担金。 実質的に資産の代価を構成すべきものと認められるもの	その資産	寄付等を行うことが条件のため、著しく低価で取得できた場合などが該当する。 (基通7-3-3)
土地の測量、地盛り、地ならし、埋立てなど、整地に要した費用。 防壁、上下水道、石積みなど土地利用のための工事費	土 地	建物、構築物等の基礎のための地盛り費用など、土地改良のためでないものは、建物、構築物等とすることができる。 また、これらの費用であっても、規模、構造などから土地と区分することが適当なものは構築物とすることができる。 (基通7-3-4)
土地、建物等の取得に際して支払う立退料など。	土 地 建 物 等	借地人への支払いと、借家人への支払いがある。 (基通7-3-5)
土地等とともに取得した建物等で、取得後おおむね1年以内に取り壊すなど、当初から土地のみを利用する目的が明らかな場合の建物の帳簿価額および取壊し費。	土 地 ま た は 借 地 権	(基通7-3-6)
借地権の取得価額に含まれる次の費用 ① 建物等の購入代価のうち借地権の対価と認められる部分の金額 ② 賃借した土地の改良のための整地費用 ③ 借地契約に当たり支出した手数料その他の費用の額 ④ 建物等の増改築に当たり土地所有者などに支出した費用	借 地 権	①の金額が、建物の購入代価のおおむね10%以下であるときは、建物等の取得価額とすることができる。 (基通7-3-8)
事後的に支出する費用。 当初からその支出が予定されているもので、毎年支出することとなるもの以外のもの	その減価償却資産	工場の落成などに伴って支出する記念費用等は、取得価額に算入しないことができる。 (基通7-3-7)
電話の設置に当たり取得した電話電信債券の発行価額から時価を控除した金額。	電話加入権、電信加入権、電信電話施設利用権	(基通7-3-16)

〈大蔵財務協会「否認項目集」より〉

委員会だより

源泉部会

部会長 四ヶ所 守

昭和58年役員改選の際に源泉部会長という大任に指名されて、あっという間に2年の任期が経過しました。その間税務署担当官、部会役員、事務局の皆様より適切なお指導とご協力を得て、源泉所得税の取扱いについて研修会等開催してきましたが、部会長としては大いに反省し、またその責任の重さをひしひしと感じています。

三橋会長がいつも云われるように町田法人会の事業活動が円滑に行われ、会員の信頼を得るために各地区会、委員会、部会の活力ある活動が必要であります。

源泉部会としても会員に役立つ研修会等の活動を積極的に行ない、税に対する取扱い知識の向上と会員事業所の発展への基礎作りに尽したいと念願しています。しかしながら現状では大いに不安であります。現在の部会は、いちおう従業員規模30人以上の78社で組織されているが、規模的に約

130社の法人会員が未加入のみであり、参加を呼びかけたところであります。

組織の強化のみが全てではないが、実現したら活発な議論を通じて部会員の真に必要な要望もキヤッチでき、税務当局ともより一層の密接な連絡調整をはかっていけば、充実した部会活動につながるものと確信しています。

現在部会役員会においても本年度事業計画の推進と併せて、組織の強化に向けて準備をすゝめており、よろしく御支援下さい。

源泉所得税というと、日常は担当者任せの処理で済ましているが、一連の研修会、説明会に出席してその種類も多く複雑となっているというのが実感であり、これの誤った取扱いは後日、事業所にも従業員にも多大の困惑を招くことになる。

それだけに常に知識の向上を期し、特に改正の内容については注意したいものである。

そして源泉所得税をもっと分かり易くしてもらいたいし、軽くしてもらえないだろうか。

税制委員長を任命されて

税制委員長 井之上 哲夫

この度、税制委員長を任じられました。今年度の税制委員会は森山兼光副委員長、石川光男委員、川口修一委員、八木要委員という構成です。どうぞ宣敷くお願い致します。

ご承知の通り、税制委員会の主たる事業は、税制に関して皆さまから寄せられたご意見を、東法連がとりまとめる税制改正要望事項へとつなげることにあります。昭和61年度の税制改正要望事項は、去る6月21日に開催された東法連本年度第一回税制委員会に於て決定されており、今秋の税制

改正要望大会に提出される予定です。ここで、その一部を簡単にご紹介させていただきます。

法人税制について

- 現行法人税を、時限立法期限の到来する61年度には旧税率に戻すこと。
- 軽減税率適用所得金額を1,500万円に引き上げ、800万円以下のものについては税率を20%とすること。
- 資本金1億円以下の同族会社に対しては留保金課税を撤廃すること。

所得税制について

- 最高税率現行70%を50%に引き下げ、税率区分を縮少すること。
- 給与所得控除、配遇者控除、扶養控除を引き

上げること。

相続税制について

- 基礎控除金額を、5,000万円に法定相続人1人当たり800万円を加えたものに引き上げること。
- 贈与税も、基礎控除を200万円に引き上げること。
- 相続税、贈与税の最高税率を60%に引き下げること。

このほか、間接税制や地方税制について、さら

に改正要望事項・個別事項の部では法人税、所得税、間接税関係、通達、法令関係等細目にわたって計101項目が取り上げられています。今回は紙面の都合で省略致しますが、機会があれば個々についても又ご紹介申し上げたいと思います。

税制委員会といたしましては、私たち中小法人の税負担が少しでも軽くなるよう活動して参りたいと思います。会員の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

この頃おもふこと

婦人部長 堤 敏子

なんとなくあとでと思ふのが会合通知のお返事を出すことです。もう少し先のことだと思ひ、あとでと思ふことでいつか忘れてしまいます。往復ハガキの返信も出さない、こんなことが時々あり反省している状態です。

婦人部の研修会の通知を出しても、その反応のないときは、とても辛いおもいをいたします。きっと青年部もそうだと思います。

中小企業の奥様は企業の片方の輪であり、従業員のこと経理関係、又家族の健康管理、その他の雑事など本当に御多忙だと思います。

会を運営するにあたりまして御通知にはお返事をいたゞきたく思ひます。準備もあるので人員を把握したいと思ふのです。多忙な時をさいての御出席は私にとって皆様のお顔は太陽のようにみえます。そしてきてみたり、みてみたり、税の勉強をし、話題も豊かになってよいことだと思ふのです。家族の幸せ、健康のかなめは主婦にあると思ひます。健やかに明るくそしてよい仲間をも

長いと云われる老後の為の趣味をもち御主人を支え頑張っていたゞきたいと思ひます。

私ごとですが数年前、成田山へおまいりにゆき手相をみてもらいました。その時易者の云うことに「貴女は何んでもやりたい人ですが、御主人あつての貴女です。趣味はひとつに絞るあとはチョコチョコにして御主人を大切に下さい」といわれました。ズバリ自分のことを云われドキッとしました。今でもその言葉は忘れられないものになっています。とかく甘えがちな世の中でのよい御忠告と思ひました。

御主人との二人三脚は平凡の様ですが幸せなことです。

かつて評論家の秋山チエ子さんはこんな事をおっしゃいました。「自分は年をとつたので、明るく美しく過すために全身をみられる鏡を家の中へ幾つかつけ、いつもうつしては背筋を伸ばしていると」

皆様もどうぞ明るく美しくお過しなさいませに御祈りいたします。そしてよりよき婦人部の育成の為に御協力下さいます様、心より御願ひ申し上げます。

研修会のご報告

婦人部監査 松山 節子

第二回研修会を2月25日、太陽神戸銀行3F会議室をお借りして、税務署より高梨統括官、会津指導官、親会より鈴木副会長の御臨席を載き、「上

手な調査の受け方」 「婦人の健康管理」と題して税務研修をおこないました。

丁度月末、25日と皆様お忙しい日取りでしたが28名の会員参加のもと午前11時よりなごやかに開会致しました。

1部は高梨統括官、会津指導官によりスライド

をまじえ「上手な調査の受け方」知ってて良かった対処法、としてふだんの正しい処理方法

- 税法の改正事項の勉強を……
- 誠意で接し好感をもたれるよう……
- 逃げないで信念をもって主張を……
- 質問には即答を心がけるよう……

等私達婦人は直接調査に立ち合う機会が少いと思いますが、種々の書類、時に伝票等常にわかり安く記帳する心がけが大切と大へん勉強になりました。

2部は栗原クリニック院長先生が診療の休憩時間を婦人部会の為「婦人の健康管理」と題し、忙しいから健康管理、とくに成人病について①ガン②脳疾患③心臓病とていねいに図解をしながら御講義いただき、後スライドで統計等の説明がございました。特にガンの死亡率は①胃ガン（発生か

ら死亡迄18年間もかゝり早期の3年～5年は自覚症状がなく8年～10年で変化がわかる）②直腸及び大腸ガン（便秘をさけ繊維質の物を食する）③肺ガン（タバコを1本吸うと寿命が6分縮まる）④子宮ガン ⑤肝臓ガン（血液検査でわかる）⑥乳ガン（5万人に1人の割合）の順位だそうです又心臓病については①年令②高コレステロール血症③高血圧④タバコ⑤ストレス⑥糖尿病⑦肥満⑧男・A型以上の人達がかゝりやすい条件です。特に全体としてタバコお酒を飲む人に発生率が高く日常の生活態度である程度防げると思いました。又病気にかゝったならば早期発見早期治療が大切と痛感致しました。又、黄緑野菜（トマト・人蔘・カボチャ等）ビタミンA・C・Eの含まれた物・魚等・全体としてバランスよい献立に心掛けるよう再認識致しました。

災害にあったら

暑しい夏が過ぎ、9月に入ると台風シーズンの到来。

ハリケーン、ウラガンそして台風と国によってよび方の違う

熱帯低気圧。歴史に残るような台風の被害は、ほとんど9月に

集中して襲ってきています。台風情報を的確にキャッチして早

めの対策を考えたいものです。ところで、台風による風水害

や地震、火災などの災害により住宅や家財に損害を受けたとき

は、所得税が軽減されたり免除されたりします。

その方法としては、所得税の雑損控除による方法と災害減免

法による方法の二つがあり、どちらか有利な方を選ぶことができます。

〈雑損控除による方法〉

雑損控除は、損害額がその年の所得金額の10%を超えるとき、

その超える額を所得金額から差し引くことができます。

〈災害減免法による方法〉

この方法は、その年の所得金額が6百万円以下の人が災害に

あい、その損害額が住宅や家財の価格の2分の1以上であると

きに適用され、その年の所得金額に応じて所得税額が軽減又は

免除されます。

このような所得税の軽減等を受けるためには翌年、確定申告を行う必要があります。

万一、災害にあったら、お気軽に税務署へご相談ください。

法人会会費の自動振替のお勧め

当法人会費の納入方法については、三井ファイナンス、サービスに委託しており、公共料金などでおなじみの便利な自動振替の方法があります。当会の事業活動を円滑に進める為に便利な自動振替のご利用をぜひお願い申し上げます。

なお、近いうちに、当法人会の役員が、自動振替のお勧めのため、まだご利用いただいていない会員企業に対しお伺いすることがありますが是非、自動振替にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

- ◎ 口座振替日 毎年10月6日
(休日の場合は翌営業日)
※ 4月6日

なお、口座振替後に、ハガキにて引落結果をご案内申し上げます。

- 会費の月額および支払期間（6か月）は従来どおりです。
- 提 携 先 三井ファイナンスサービス
- 通帳印字文言は「ミツイファイナンス」が大半ですが、一部金融機関で「ジフリ」、「フリカエ」等と表示される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご利用いただける金融機関
 公共料金と同様総ての金融機関の口座を指定できます。

◎ 都市銀行、信託銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、農協。

この社会あなたの税が生きている

地震・雷・火事……

わが国は、世界でも災害の多い国の一つに数えられています。なかでも台風や集中豪雨による被害が毎年のように全国各地に発生しています。

災害によって損害を受けた場合、税金の面でもいろいろな救済措置があります。その方法として、所得税法に定める雑損控除と災害減免法による方法とがあります。

税金には、国が国民の豊かで平和な暮らしをめざすために、いろいろな救済措置が設けられています。詳しくは最寄りの税務署や税務相談室へ。ただし親父のゲンコツは対象外——。

税のプロムナード

このシールを切り取って確定申告書にお貼りください。

研修委員会よりお知らせ

研修委員長 中島 貞雄

研修委員会より、会員各位にお願いとご報告を申し上げます。

社町田法人会第5回通常総会は5月27日、千寿閣にて無事終了致しました。今年は役員改選の期に当り、一部役員の変更もあり、私が研修委員長として就任することになりました。宜しくご指導とご支援をおねがい申し上げます。

さて本年度の町田法人会の事業は専ら研修行事に重点をおき計画されております。

まず別記、新設法人及び決算期法人に対する税務説明会は毎月定期に実施されておりますが、中級簿記の講座も8月22日を第一回として実施致します。

なおその他、

- (1) 各地区においての研修会
- (2) 一般会員、源泉、青年・婦人各部会合同研修会、年二回程度
- (3) 弁護士による、経営に役立つ法律知識等について

実のある研修会を計画しておりますので、開催通知のありました節はお繰合のうえ、ぜひご出席頂きますよう特にお願ひ申し上げます。

法人会の研修会にご参加下さい

町田法人会の8月以降の定例研修会日程

新設法人税務説明会		決算法人税務説明会	
日程	講師	日程	講師
8月22日(木)	山内税理士	8月26日(月)	中込税理士
9月20日(金)	川鍋 〃	9月24日(火)	和田 〃
10月18日(金)	大沢 〃	10月21日(月)	井家上 〃
11月15日(金)	山田 〃	11月18日(月)	飯島 〃
12月13日(金)	植木 〃	12月16日(月)	松下 〃
1月17日(金)	印東 〃	1月20日(月)	長崎 〃
2月14日(金)	広島 〃	2月24日(月)	渋谷 〃
3月20日(木)	松沢 〃	3月24日(月)	横内 〃

※ 企業経営に参考となる資料を取揃えて、皆様のご出席をお待ちしておりますので奮ってご参加下さい。(無料)

⑨ 会場は新設、決算共、2月・3月を除いて町田税務署三階会議室。2月・3月は確定申告時期になりますので、会場は別の処になります。何れも事前にご連絡致します。

昭和60年度 実務簿記 講習会について

中級実務簿記講座

日程

8月22日(木) 8月29日(木)
9月5日(木) 9月12日(木) 9月19日(木)
9月26日(木)
10月3日(木) 10月11日(木) 10月17日(木)

会場 町田市社会福祉協議会二階会議室

講師 石井一弘 税理士 東海大講師

以上により開催致します。

なお、この講座につきましては7月31日に会員の皆様あて、封書にてご連絡申しあげてありますので、奮ってご参加下さるようおすすめ致します。

会費は、全講座を通じて2,000円です。

※本年度、初級実務簿記講座は、5月9日より7月18日まで全課程9回60数名の方が受講されて好評裡にめでたく修了しました。

